

処方箋 第54号

処方箋 第54号

勧誘を鵜呑みにしたらあかんで！！

～そのネット回線契約はホントにお得？？～

他府県で一人暮らしをしている大学生の息子が、B社の代理店の訪問を受け「今使っているA社より料金が安くなるし、A社の解約料は当社の負担で、解約手続きも代行する」と言われB社とプロバイダ契約を結んだ。A社との契約書には、**2年以内の解約は3万円の解約料が必要**と書いてある。B社が解約料を本当に支払ってくれるか心配。

(50歳代 女性)

<相談の経緯>

センターより、B社の代理店に連絡をする
と担当者から説明させるとのことでしたが、
一向に連絡がないので、契約先のB社に**勧誘
の問題点を指摘**しました。

後日、B社より、本来、解約料は利用者が
負担すべきだが、**代理店の説明が不十分**だ
ったので、今回は、代理店が負担するとの回答
がありました。

センターより、B社（電気通信事業者）に、
消費者に**誤解を招く勧誘をしないよう代理店
への指導を徹底**するよう求めました。



契約前の確認ポイント

- ・契約期間に定めがないか。
- ・解約時に解約料が要らないか。
- ・利用しないオプションがついていないか。
- ・勧誘時に説明された利用料と同じか。
- ・利用プランは自分に合っているか。

※プロバイダ契約等のインターネット
関連サービスは、**原則クーリング・オフ
が出来ません**。また代理店が勧誘して
いることがほとんどなので、**契約内
容は直接、契約先（電気通信事業者）
に必ず確認**しましょう。



お得なサービスを勧められた時は、書面で契約内容を確認！！

ご相談は…
まずは
お電話!!

但馬消費生活センター
たじま消費者ホットライン
マスコットキャラクター
ホットちゃん



しまった、困った、その時は

消費者センターは生活のお医者さん

但馬消費生活センター

相談電話：0796-23-0999

たじま消費者ホットライン

相談電話：0796-23-1999